

水道水中における農薬類の新目標値等の適用について



厚生労働省では、平成 30 年 2 月 15 日に第 19 回厚生科学審議会生活環境水道部会が開催され、水道水中における農薬類の目標値等の見直し案について話し合いが行われました。

平成 29 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会における審議結果に基づき、平成 29 年 12 月 6 日から 1 月 9 日まで意見募集を行った結果を踏まえ、水道水中における農薬類について、平成 30 年 4 月 1 日より下記①～④の変更が適用されることとなりました。

- ① 対象農薬リスト掲載農薬類(イソキサチオン、2,4-D(2,4-PA)、シアナジン)に係る新評価値の設定(下表参照)
- ② 対象農薬リスト掲載農薬類(プロチオホス)のオキソン体の測定及び原体への合算の追加
- ③ 対象農薬リスト掲載農薬類(ジチアノン、ジメピペレート)のその他農薬類への移行
- ④ その他農薬類(ジクロルプロップ、メタミドホス)に係る新評価値の設定(下表参照)

表. 農薬類の新目標値

略号	項目	新目標値(mg/L)	現行目標値(mg/L)	対応方針
対-012	イソキサチオン	0.005	0.008	強化
対-003	2,4-D(2,4-PA)	0.02	0.03	強化
対-042	シアナジン	0.001	0.004	強化
他-027	ジクロルプロップ	0.09	0.06	緩和
他-081	メタミドホス	0.001	0.002	強化

対:対象農薬リスト掲載農薬

他:その他農薬類

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 並びに ISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2018年2月 15 日付 厚生労働省 第 19 回厚生科学審議会生活環境水道部会資料

分析技術箇所 杉山みなみ

